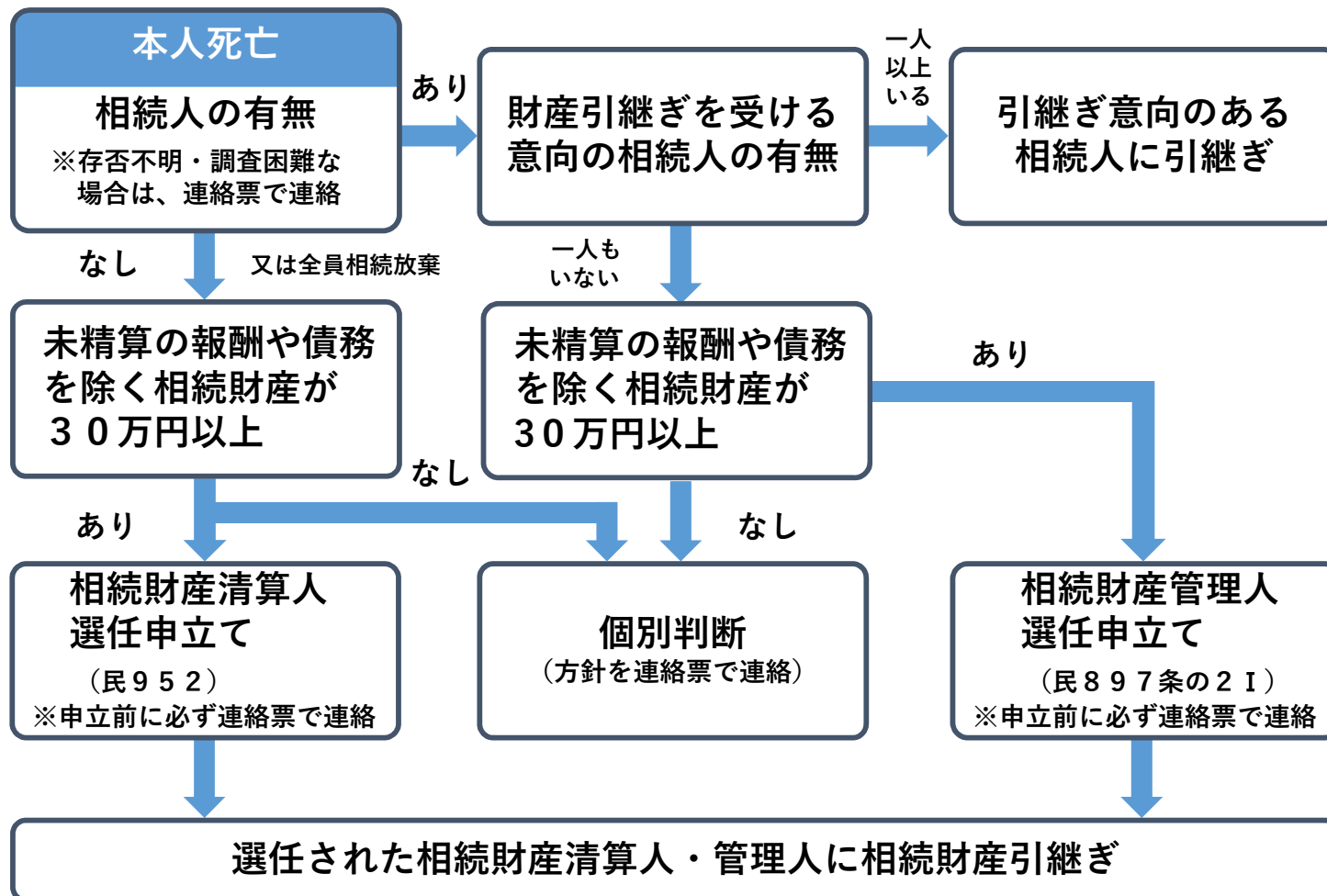


② 一般的な引継チャート (令和5年4月施行民法改正対応)

引継ぎに関する東京家裁の基本的立場

相続人の一人が引き継ぎを受ける意向を示しているのであれば、他の相続人の存否やその意向にかかわらず、その者に相続財産の全てを引き継ぐことで差し支えありません。



補足説明①

相続人間に争いがある場合、どの相続人に引き継ぐかは後見人等の裁量判断に委ねられていますが、相続人の一人に引き継ぐことにより紛争に巻き込まれるおそれがある場合は、相続財産管理人選任申立て(民897条の2I)をすることも可能です。申立てを検討している場合は、必ず裁判所に連絡してください。

補足説明②

相続財産清算人選任申立て(民952)には、本人及び本人の父母の出生から死亡までの戸籍や、相続放棄した相続人の申述受理証明書等が必要です。本人の死亡した子の子や、本人の兄弟姉妹・甥姪がないかも注意して調査してください。なお、調査不十分の場合は相続財産清算人が選任されないことがあります。